

＜第3回幼保推進部会：議題1＞

こども誰でも通園制度の今後のスケジュール 及び量の見込みの算出について

京都市子ども若者はぐくみ局

幼保総合支援室

2024年12月20日



国：次元の異なる少子化対策の実現：「こども未来戦略」の策定

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）より

利用対象者：0歳6か月から満3歳未満で保育園等に通っていない児童

- ・子ども家庭庁によると、0～3歳未満の約6割が未就園児。
- ・0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題がある。



従来の保育における大きな転換点となる施策



【制度の意義】

- ・こどもが**家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**をつくる
- ・ものや人への興味が広がるとともに、**成長発達に資する豊かな経験**をもたらす
- ・保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- ・孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- ・育児方法の模範を見ることにより、**親としての成長**につながる
- ・保育者にとっては、その**専門性をより地域に広く発揮**できる
- ・給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- ・利用状況を自治体が把握でき**支援が必要な家庭の把握**などにつながる

こども家庭庁による実施自治体向け説明会(令和6年6月6日)資料から抜粋



「保護者の立場からの必要性」に対応するものではなく、こどもを中心に据えた制度

法律上の位置づけ及び本格実施に向けたスケジュール



【児童福祉法の一部改正（令和6年6月5日成立）】

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の創設 [令和7年4月～施行]

⇒ 施設は、事業の実施に当たって、**市町村長の認可が必要**。

【子ども・子育て支援法の一部改正（同上）】

利用児童に対する乳児等のための支援給付に係る認定、認可施設に対する乳児等支援給付費の支給等が開始 [令和8年4月～施行]

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

制度の本格実施を見据えた 試行的事業

- ・本市含む115自治体で実施
- ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限
- ・本市では、計40施設（1次：13施設、2次：27施設）が試行的事業を実施
- ・児福法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例を改正

令和7年度

乳児等通園支援事業の 実施

- （地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ。）
- ・同基準等を定める条例に基づく認可の開始
- ・各自治体・事業所・利用者が利用できる総合支援システムの運用開始
- ・同事業の給付化に向けて確認条例（仮）を制定

令和8年度

制度の本格実施

- ・全自治体で実施
- ・利用枠は、月10時間以上であって、内閣府令で定める時間を設定
- ・施設型給付の対象となる施設であるかを確認条例に基づき確認
- ・事業の実施には、認可・確認の両方が必要



40施設

● <u>民間保育園</u> ...	8施設
● <u>公営保育所</u> ...	1施設
● <u>幼保連携型認定こども園</u> ...	10施設
● <u>幼稚園型認定こども園</u> ...	2施設
● <u>私立幼稚園</u> ...	7施設
● <u>小規模保育事業所</u> ...	12施設

今後のスケジュール（想定）

市

国



- 令和6年12月 **R7補助基準案(R6:1時間当たり850円)の公表、本格実施に向けた国検討会(今年度最終)、内閣府令のパブリックコメント実施**
- 令和7年1月 **内閣府令の公布、乳児等支援事業実施要綱案の策定**
関係団体へのR7の事業スキーム等の説明、各施設への実施意向調査
- 令和7年2月 **「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案」を提案(令和6年度2月市会)**
施設向け説明会の実施
- 令和7年3月～ **条例改正後、各施設に認可手続きの案内を送付**
- 令和7年4月 **認可申請書類の提出×切・審査**
- 令和7年5月 **認可・確認部会の開催、利用者募集開始**
- 令和7年6月～ **実施施設の認可(事業開始)**

現時点での想定スケジュールです。今後、変更の可能性があります。





【国の事務連絡(R6.10.10付け)の抜粋】

- ・第三期事業計画(令和7年度～)において、**量の見込み及び確保方策を設定**のうえ、計画的に実施体制を整備する必要がある。
- ・量の見込みの算出は、国の示す算出方法又は各自治体の実情に応じて独自で設定することが可能。
- ・ただし、量の見込み等を設定することが困難な場合は、中間年見直し又は中間見直し前に、設定することも可。

基本的な算出式 各年度の対象年齢ごとの必要受入れ時間数、必要定員数を算出する

〈必要受入れ時間数〉

対象年齢の未就園児数 × 月一定時間(10時間)

〈必要定員数〉各年度の対象年齢ごとの必要定員数を算出する

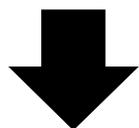
必要受入れ時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数

月176時間(8時間 × 22日)が基本



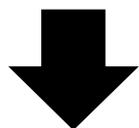
【国の示す算出方法で必要定員数を算出した場合(R7)】

$$\frac{\text{量の見込み} \cdots 7,703 \text{人} \times 10 \text{時間}}{\text{必要受入れ時間数}} = 438 \text{人}$$



今年度の試行的事業の申込者数 > 国が示す算出方法で算出した必要定員数で量の見込みとしては適当ではない……。

本市では。今年度に試行的事業を実施しており、子育て世帯のニーズをある程度把握できている。



【本市の考え方】

- R6試行的事業の申込者数を基に、量の見込み及び確保方策を設定
- 本格実施後の実績を鑑みて、中間見直しにより修正を行うことを想定

本市における量の見込み及び確保方策の算出方法



STEP1 R6年度の未就園児（生後6か月～2歳）の推計を算出

STEP2 試行的事業における申込児童数（重複を除く）を算出

STEP3 R6年度の未就園児（生後6か月～2歳）に対する各行政区毎の申込児童の割合を算出

STEP4 R7年度の推定未就園児（生後6か月～2歳）× 申込割合
で量の見込みを算出（年齢毎）

一番高い行政区の割合を適用

STEP5 量の見込みと同数で確保方策を設定

未就園児（生後6か月～2歳）の推計



【令和6年4月1日時点】

行政区	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区
児童数	1,441	823	2,134	1,514	321	1,791	1,079
保育利用	829	445	1,183	826	191	1,026	608
未就園児	612	378	951	688	130	765	471
南区	右京区	西京区	洛西	伏見区	深草	醍醐	合計
1,744	2,899	1,759	544	2,487	922	567	20,025
1,019	1,656	978	310	1,459	512	400	11,442
725	1,243	781	234	1,028	410	167	8,583

【令和7年度～令和11年度】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未就園児	7,703	7,316	7,371	7,232	7,164

- 6か月から1歳未満の児童は、0歳から1歳未満の半分として算出
- 令和6年度のこども誰でも通園の対象児童は、合計で8,583名（推計）

こども誰でも通園 1次募集の結果



行政区	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区
申込数	18	32	46	38	15	31	27
選定数	7	5	19	24	8	29	23
選定外	11	27	27	14	7	2	4
南区	右京区	西京区	洛西	伏見区	深草	醍醐	合計
35	70	28	13	44	23	4	424
33	31	21	7	22	11	2	242
2	39	7	6	22	12	2	182

- 4月24日～5月17日に、利用者募集の申込受付を実施
→全13施設の受入定員の総数**245名**に対して、全市で**424名**の申込
- 全市で**242名**を利用者として選定し、**182名**は選定外(申込の約4割)
- 利用者のニーズに十分応えられていないため、2次募集を実施決定

こども誰でも通園 2次募集の結果



行政区	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区
申込数	28	22	29	30	1	23	21
選定数	16	10	18	19	0	19	11
選定外	12	12	11	11	1	4	10
南区	右京区	西京区	洛西	伏見区	深草	醍醐	合計
15	40	20	3	62	16	2	312
15	25	15	2	45	6	2	203
0	15	5	1	17	10	0	109

- 8月1日～8月22日に、利用者募集の申込受付を実施
→全30施設の入園定員の総数**274名**に対して、全市で**312名**の申込
- 全市で**203名**を利用者として選定し、**109名**は選定外(申込の約4割)

こども誰でも通園 追加募集の結果



行政区	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区
申込数	3	2	9	4	0	13	2
選定数	1	1	4	2	0	11	1
選定外	2	1	5	2	0	2	1
南区	右京区	西京区	洛西	伏見区	深草	醍醐	合計
5	1	3	3	14	6	1	66
2	1	1	3	8	4	1	40
3	0	2	0	6	2	0	26

- 1次・2次実施施設のうち、受入定員に空き枠がある施設で、**11月利用開始分・及び12月利用開始分**として利用者募集の申込受付を実施
- 全市で**40名**を利用者として選定し、**26名**は選定外
- 令和6年度の利用者募集は12月利用開始分で終了

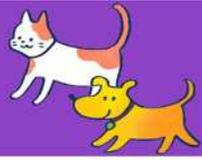
こども誰でも通園 申込数（1次・2次・追加）



行政区	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区
実施施設数	3	1	4	2	2	6	1
定員(計)	16	17	56	41	34	74	9
申込数	41	44	75	65	15	64	50
南区	右京区	西京区	洛西	伏見区	深草	醍醐	合計
3	3	4	3	6	0	2	40
50	38	51	41	70	0	22	519
55	99	48	17	102	40	6	721

- 今回の試行的事業においては、**計721名**から申込みがあった。
（重複者の数を除いたもの。）
- 試行的事業ではあるが、非常に高い利用者ニーズがある。

試行的事業における各行政区毎の申込割合

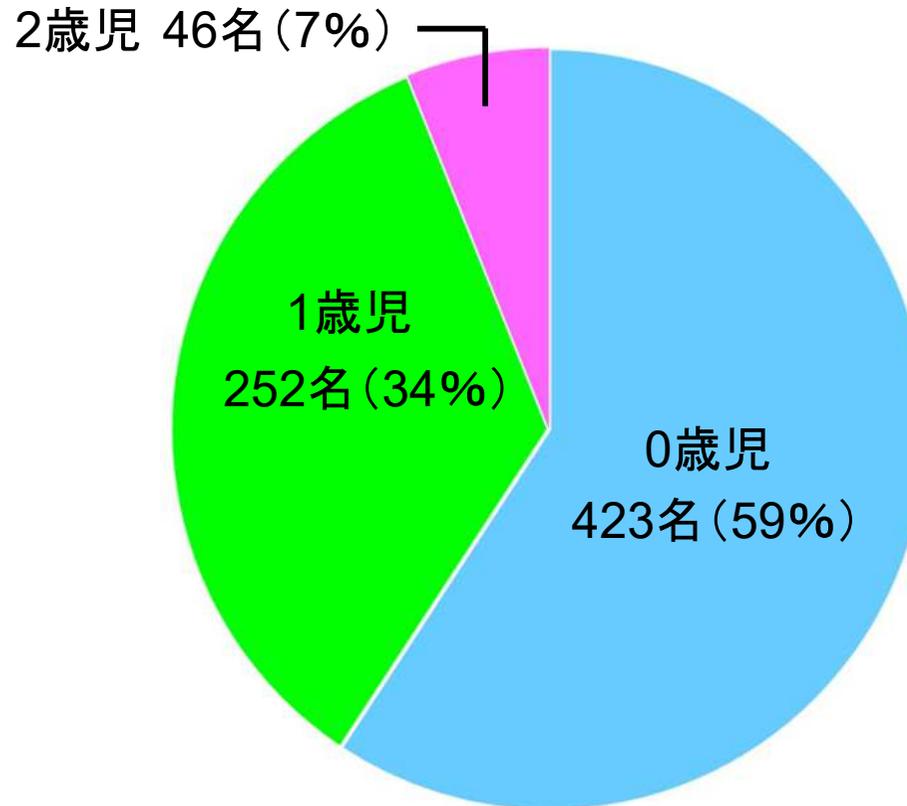


行政区	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区
未就園児	612	378	951	688	130	765	471
申込数	41	44	75	65	15	64	50
割合	6.69%	11.64%	7.88%	9.44%	11.53%	8.36%	10.61%
南区	右京区	西京区	洛西	伏見区	深草	醍醐	合計
725	1,243	781	234	1,028	410	167	8,583
55	99	48	17	102	40	6	721
7.58%	7.96%	6.14%	7.26%	9.92%	9.75%	3.59%	8.4%

- 申込数 ÷ 未就園児（生後6か月～2歳）で行政区毎の申込割合を算出
- 今後の制度浸透を見据え、現時点で想定される最大限を見込むため、一番高い割合である上京区の申込割合（11.64%）を量の見込みの算出に適用
- 子育て支援に関する市民ニーズ調査（令和5年度）において、未就園児（0歳～2歳）の11.5%が誰でも通園を利用したいとの回答しており、上記割合を適用することに矛盾しない



【申込数(721名)の歳児毎の内訳】



- 低年齢になるほど申込者数が多く、利用者ニーズが高い。
- 2歳児になると、既に保育園等に在籍していたり、幼稚園の未就園児事業を利用されている児童が多くなるため、申込者数は少なくなる。

量の見込みの算出及び確保方策



【乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)】

単位:人

		R7	R8	R9	R10	R11
0歳児	量の見込み	528	528	528	528	528
	確保方策	528	528	528	528	528
1歳児	量の見込み	315	315	315	315	315
	確保方策	315	315	315	315	315
2歳児	量の見込み	57	57	57	57	57
	確保方策	57	57	57	57	57

- 教育・保育提供区域は、第1次区域(全市)として設定
- $R7 = 7,703人 \times 11.64\% = 896.62 = 900人$ (R8以降は同数で固定)
- R6の歳児毎の申込数を基に、各年度の対象年齢ごとの必要定員数を算出
- 確保方策は、量の見込みと同数を設定
- R6の1施設当たりの平均受入定員は13名であることから、令和7年度は $900人 \div 13名 = 70施設程度$ の実施を想定